

福島県立大野病院事件についての福島地方裁判所の判決に対する声明

日本周産期・新生児医学会は、まず亡くなられた患者様に深く哀悼の意を表し、ご家族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。

妊娠、分娩から新生児の医療に際して、担当した患者さまが亡くなられる事は、私達周産期医療に携わるものにとっても大変残念で、悲しい事であり、医療の限界を痛感させられます。また医療に従事するものにとり、誠心誠意、最善を尽くし診療にあたって、ある一定の頻度で不幸な出来事が起こる事は避けて通れない事実であります。ことに癒着胎盤の診断の困難さや診断された場合の取り扱いに関しては、本医学会をはじめ関連学会でも多くの議論がなされているのが現状です。本医学会は今回の不幸な出来事が、一人の医師個人の責任として問われ、逮捕、起訴にまで至ったことには疑問を感じてまいりました。

このたびの妥当な判決は、癒着胎盤の取り扱いの困難さ、周産期医療に携わる医師が日常的に行っている医療行為には不測の事態の発生する可能性が常に内在されていることに理解が得られたものと考えており、厳しい医療環境の中で懸命に医療を担っている医師が、自己防衛を優先することなく、患者様を救うという使命感を持続する希望の証となるでしょう。

検察庁は本判決に控訴することなく、今回の逮捕、起訴が医療現場にもたらした混乱を一日も早く収束されることを強く要望します。

最後に、日本周産期・新生児医学会は、今後とも医学、医療の進歩のための研究を進めるとともに、その研究成果が、国民への医療に還元できるよう、医学医療の普及や診療体制の整備を関係各方面とも協力して推し進め、より多くの母と児の命が守られる社会を目指して最大限の努力を続けることをここに表明します。

平成20年8月20日

日本周産期・新生児医学会

理事長 名取 道也